

弥富市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する施設等（以下「施設等」という。）にネーミングライツを付与することにより、愛称が命名された当該施設等の更なる魅力及びサービスの向上に資するとともに、新たな自主財源の確保を図るためのネーミングライツ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体(以下「法人等」という。)若しくは法人等により構成される団体又は個人
- (2) ネーミングライツ 事業者等が施設等の愛称を決定する権利
- (3) ネーミングライツ事業 契約により、市長が事業者等にネーミングライツを付与し、ネーミングライツを付与された事業者等からの対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用して、施設等の運営及び維持管理を行うとともに、事業者等に地域貢献の機会を提供する事業
- (4) パートナー ネーミングライツ事業において、契約の相手方となる事業者等
- (5) 愛称 パートナーが命名した名称

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならないものとする。

2 市は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。

3 市は、条例等に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく条例等に規定する施設等の名称を使用するものとする。

(対象施設等)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、スポーツ施設、文化施設、公園その他市が所有する公共施設又はその一部等とする。ただし、本庁舎、学校及び保育所のほか、市長がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等は対象外とする。

2 対象施設等の選定は、市長が行う。ただし、選定しようとする施設等が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、市長と指定管理者が協議の上、市長が選定するものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第5条 ネーミングライツを付与する期間は、原則として3年以上とする。ただし、市長は、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、ネーミングライツを付与する期間を別に設定することができる。

(募集)

第6条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たっては、原則として公募によるものとする。

2 公募については、市ホームページ等により広く募集するものとする。

3 ネーミングライツ料その他ネーミングライツ事業に必要な事項については、対象となる施設等ごとの募集要項に定める。

(応募)

第7条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市税を滞納している事業者

(2) 本市において指名停止を受けている事業者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の事業者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中の事業者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う業種若しくは事業者又はこれに類似する営業を行う業種若しくは事業者

(5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を行う業種又は事業者

(6) たばこに関する業種又は事業者

(7) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種又は事業者

(8) 法令等に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者

(9) 社会上の問題となっているものに関する業種又は事業者

(10) 弥富市暴力団排除条例（平成23年弥富市条例第18号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員及びこれらと密接な関係を有する事業者

(11) その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

2 ネーミングライツ事業に応募する者は、弥富市ネーミングライツパートナー申込書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（第2号様式）

(2) 法人等の概要（第3号様式）

(3) 定款、寄附行為その他これらに類する書類

(4) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

(5) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書

(6) 直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち、募集要項に定めるもの

(7) その他市長が必要と認めるもの

(愛称の表記範囲)

第8条 ネーミングライツ事業により、事業者等が表記する愛称は、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治活動に関するもの

(4) 宗教活動に関するもの

- (5) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (6) 個人の名刺広告に関するもの
- (7) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 射幸心をそそるもの（宝くじを除く。）
- (11) 市政運営に支障を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- (12) たばこの販売促進に関するもの
- (13) 特殊な字体を使用したもの
- (14) 競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）に規定する競馬、自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）に規定する自転車競走、モーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）に規定するモーターボート競走及び小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号）に規定する小型自動車競走に関するもの
- (15) その他市長が表記する愛称として適当でないと認めるもの
(委員会)

第9条 ネーミングライツ事業に関して審査するため、ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第10条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対象施設等の候補を選定すること。
- (2) ネーミングライツ事業の募集要項を策定すること。
- (3) パートナーの候補者を選定すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業に関すること。

(組織)

第11条 委員会は、副市長、総務部長、財政課長、企画政策課長及び審査の対象となる施設等を所管する部長及び課長で組織する。

(委員長)

第12条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第13条 委員会は、パートナーの応募があったとき又は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(決定及び通知)

第15条 市長は、審査会の審査の内容及び結果を尊重し、応募された愛称の採用の可否及びパートナーを決定するものとする。

2 市長は、応募に対する採用の可否について、弥富市ネーミングライツ審査結果通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(契約)

第16条 市長は、前条第1項の規定により採用する者を決定したときは、当該採用する者と契約を締結するものとする。

(費用の負担区分)

第17条 ネーミングライツ事業に係る施設等の案内看板のうち、市が設置しているものの表示名変更等に係る経費及びその他の経費については、パートナーが負担するものとする。ただし、表示名変更等の対象となる案内看板及び新たに設置する案内看板については、必要に応じて市長及びパートナーの協議により決定する。

2 前項の規定にかかわらず、市長とパートナーは、協議により費用負担区分を変更することができるものとする。

3 契約期間の満了及びネーミングライツの取消しに伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とする。

(ネーミングライツ料の納入)

第18条 パートナーは、弥富市予算決算会計規則(平成12年規則第12号)に定める納入通知書により、年度ごとに一括でネーミングライツ料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、市長は、パートナーと協議により支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(指定管理者との協議)

第19条 指定管理者制度導入施設については、愛称の使用に関して、市長、指定管理者及びパートナーとの間で、必要な事項について協議することとする。

(愛称変更の禁止)

第20条 ネーミングライツを付与する期間内における愛称の変更は、できないものとする。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、市長は、変更の可否についてパートナー(指定管理者制度導入施設については、パートナー及び指定管理者)と協議することとする。

(愛称の周知)

第21条 市長は、命名された愛称について、速やかに利用団体等の関係機関に周知するものとする。

(契約の解除)

第22条 パートナーの都合により、ネーミングライツの継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、弥富市ネーミ

ングライツ事業契約解除申出書（第5号様式）を、市長に提出しなければならない。

（ネーミングライツの取消し）

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

（1）指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

（2）パートナーが法令、条例、規則、要綱又は要項等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

（3）パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

（4）前条の規定により、パートナーから契約解除の申出があったとき。

（5）その他市長が適当でないと認める事由が生じたとき。

2 前項の規定により、ネーミングライツの付与を取り消したときは、弥富市ネーミングライツ取消通知書（第6号様式）によりパートナーに通知するものとする。

3 第1項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、第18条の規定により既に納入されたネーミングライツ料については、返還しないものとする。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。